

---

「指定訪問介護(ホームヘルプ)」重要事項説明書

---

きりしま苑は介護保険の指定を受けています  
(京都府指定 第73000028号)

きりしま苑は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆ 目次 ◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の体制	3
4. きりしま苑が提供するサービス	4
5. 診断書の提出	5
6. きりしま苑の利用料金	5
7. サービス利用に関する留意事項	6
8. 利用の終了	7
9. 苦情の受付について	7
10. 事故発生時の対応	8
11. 第三者評価の実施状況について	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 京都府長岡京市東神足2丁目15番2号
- (3) 電話番号 075-955-5601
- (4) 代表者氏名 会長 小野 洋史
- (5) 設立年月日 昭和47年8月30日
- (6) 法人の行う  
介護保険事業 介護保険指定事業所（指定番号 2673000028）  
・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）  
・通所介護事業  
・居宅介護支援事業

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所（平成12年4月1日指定）  
京都府 73000028号
- (2) 事業の目的 指定訪問介護事業所は、介護保険法令にしたがい、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会きりしま苑
- (4) 事業所の所在地 京都府長岡京市東神足2丁目15番2号
- (5) 電話番号 075-956-0294
- (6) 管理者 吉岡 絵梨香
- (7) きりしま苑の  
運営方針 「利用者一人ひとりを大切に」を基本理念にして、
- ① 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
  - ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
  - ③ 地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの

提供に努めます。

(8) 開設年月日 平成12年4月1日(但し、訪問介護事業は昭和45年より実施しています。)

(9) 通常の事業の実施地域 長岡京市内 全域

(10) 営業日及び営業時間等

営業日	年中無休	サービスの提供が可能な日
営業時間	午前7時～午後10時	サービスの提供が可能な時間
職員常駐	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 (祝日及び年末年始は除く)	職員がきりしま苑にいる曜日および時間帯

※上記以外でも、代表電話番号より携帯電話への転送にて対応いたします。

### 3. 職員の体制

きりしま苑では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
事業長(管理者)	1		1	1.0	従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	4		4	3.0	訪問介護員等に対する技術指導や訪問介護計画の作成等
訪問介護員	4	12	6.7	2.5	訪問介護の提供
介護福祉士	4	4			
訪問介護養成研修1級課程修了者(ヘルパー1級)		0			
訪問介護養成研修2級課程修了者(ヘルパー2級)		6			
介護職員初任者研修課程修了者		2			

※ 管理者はサービス提供責任者を兼務

※ サービス提供責任者は訪問介護員を兼務

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数をきりしま苑における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、  
1名（8時間×5名÷40時間＝1.0名）となります。

#### 4. きりしま苑が提供するサービス

（1）きりしま苑が提供するサービスは

介護保険の給付対象となるサービスです。

（2）サービスの内容は

以下のとおりです。

##### ① 身体介護業務

- 食事介助…… 食事に関する準備・摂食介助・後始末等をいいます。
- 排泄介助…… オムツ交換・トイレ介助・陰部洗浄・後始末等をいいます。
- 清拭…… 利用者の清拭を行います。
- 部分浴…… 利用者の手浴、足浴を行います。
- 入浴介助…… 利用者の健康状況の把握・入浴介助・シャワー浴介助・水分補給・後片付け等を行います。
- 整容…… 利用者の洗顔・整髪・歯磨き・爪きり等の介助を行います。
- 更衣介助…… 利用者の更衣の介助、見守り等を行います。
- 体位介助…… 利用者の褥瘡予防のための体位交換を行います。
- 外出介助…… 利用者の通院など外出介助を行います。  
（注）食堂や喫茶店等への外出には対応できません。
- 生活介助…… 利用者の日常生活の範囲内の家事を行います。  
（例）一緒に行う調理・掃除・洗濯・寝具の交換など

##### ② 生活援助業務

- 掃除…… 利用者の日常生活の範囲内の掃除を行います。  
（注）日常使用されていない居室・家族の居室・家族と共同で使用されている部屋・庭や家の外回りの掃除、ペット等の汚物処理、ワックスがけや大掃除的な掃除は対象となりません。  
季節による冷暖房器具の出し入れやその掃除は状況に応じ

ます。

- 洗濯……利用者の衣類等の洗濯機による洗濯を行います。  
(注)アイロンがけ、洗濯機に適用しないものの洗濯（着物・ウール等）は対象となりません。
- 買物……利用者の生活に必要な物品の買物を行います。  
(注)長岡京市内の店舗にて、一回に2店舗くらいまでの買物とさせていただきます。一回の購入量は自転車の荷籠に乗せられる範囲内とします。代金の立替え、なまものの返品、配達不可能な商品（灯油、5 kg以上の米など）の購入は、原則として行いません。
- 炊事……利用者の食事の用意を行います。  
(注)一回に2、3品くらいの調理を行います。  
手間や時間のかかる料理は、原則として行いません。  
治療食（栄養指導）、家族の分の食事（老人世帯・障害者家族は除く）は対象となりません。
- 衣類補修……利用者の衣類の簡単な繕いをします。  
(注)大がかりな補修、その場でできない補修は対象となりません。
- その他……公的機関への手続きの代行を行います。  
(注)預貯金の引き出し・預け入れは、原則として行いません。  
家族分の代行は対象となりません。

※ きりしま苑では、利用者のご家庭に訪問介護員を派遣しサービスを提供します。  
訪問介護サービス実施のために必要な備品等はご家庭で用意してください。

## 5. 診断書の提出

- ① 身体介護を希望される場合には、事前にきりしま苑が指定する診断書の提出をお願いする場合があります。
- ② 利用者の状況が変わった場合は再度提出をお願いすることがあります。

## 6. きりしま苑の利用料金

### (1) きりしま苑の利用料金は

国で定められた利用料金です。利用者のご負担は、原則として、保険者が利用者に応じて設定した「負担割合証」に記載された割合の額です。詳しくは別表を参照してください。

また、利用者による利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延した場合、サービスの提

供を中止することがあります。

## (2) 利用料金の支払い

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日に請求します。きりしま苑の定める支払方法により、利用者が指定された金融機関からきりしま苑が指定する日（26日以降）に自動引き落としを行います。

## 7. サービス利用に関する留意事項

### (1) 訪問介護員の担当

サービス提供時に、担当の訪問介護員が決まります。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

きりしま苑の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

また、利用者が訪問介護員の交替を希望される場合は、その理由を明らかにして、きりしま苑に対し訪問介護員の交替を申し出ることができます。

但し、利用者からの特定の訪問介護員の指定はできません。

訪問介護員を交替する場合は利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) 虐待・身体拘束の防止について

きりしま苑は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- ③ 訪問介護員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ④ きりしま苑は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ⑤ サービス提供中に、きりしま苑訪問介護員又は、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを長岡京市に通報します。
- ⑥ きりしま苑は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や無得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑦ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は養護

者等に同意を得るとともにその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- ⑧ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。虐待防止担当者・責任者は事業管理者とします。

#### (4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金品の授受
- ③ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### (5) 利用の中止

利用の中止は、訪問予定日の前日17：30までにきりしま苑に申し出てください。前日17：30までに中止の連絡がなかった場合、取消料として、1回600円を請求させていただきます。また、2人派遣を行っている場合は、倍額を申し受けます。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

#### (6) 利用の変更・追加

利用の変更、追加を希望される場合は、その理由を明らかにして、利用予定日の2日前までにきりしま苑に申し出てください。訪問介護員の稼働状況等により、希望される変更、追加のできない場合があります。きりしま苑は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### 8. 利用の終了

利用の終了を希望される場合は、その理由を明らかにして、きりしま苑に申し出てください。契約を終了するものとします。

また、利用者が故意に事業者又は訪問介護員の身体・信用等を著しく傷つけた場合は、きりしま苑より契約を解除することがあります。

### 9. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

#### (1) 苦情の受付

きりしま苑に対する訪問介護の苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付      訪問介護事業所

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

長岡京市高齢介護課	所在地：長岡京市開田1丁目1番1号 電話番号：(075)951-2121 FAX：(075)951-5410 受付時間：午前8時30分～午後5時
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地：京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 番地COCON烏丸内 電話番号：(075)354-9090 FAX：(075)354-9055 受付時間：午前9時00分～午後5時
京都府社会福祉協議会	所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町37 5番地 府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)5階 電話番号：(075)252-2152 FAX：(075)252-2450 受付時間：午前8時45分～午後5時

10. 事故発生時の対応

利用者の安全を最優先に行動し、家族等に連絡します。又、すみやかに管理者へ報告し必要な対応をします。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年9月27日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人 きょうと介護保険にかかわる会
評価結果の開示状況	京都介護サービス・福祉サービス第三者表のインターネット サイト <a href="https://kyoto-hyoka.jp/">https://kyoto-hyoka.jp/</a> → きりしま苑 で検索

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 京都府長岡京市東神足2丁目15番2号  
社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会

説明者

私は、本書面に基づいて、きりしま苑から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。又、指定訪問介護(ホームヘルプ)利用契約書第12条(守秘義務等)に関し、サービス担当者会議等において、個人情報(契約の有効期間中、用いることに同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_